

(仮称)中野区児童福祉審議会の設置に係る考え方について

令和4年4月1日に予定されている児童相談所の開設に伴い、児童相談所設置市に必置となっている児童福祉審議会の設置に係る考え方について、以下のとおり報告する。

1 法的位置付け

児童福祉法第8条第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に基づく区長の附属機関として設置する。

2 所掌事項

- (1)児童の措置、被措置児童等虐待に関する事項、保育所の設置の認可に関する事項、児童福祉施設の設備及び運営に関する事項等
- (2)里親の認定に関する事項
- (3)幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事項等
- (4)その他、区長が必要と認める事項

3 設置を予定している部会

- (1)保育所等の認可等に関する部会
- (2)里親の認定に関する部会
- (3)子どもの権利擁護に関する部会

※上記2の所掌事項について、各部会において審議する。

4 委員構成(案)

児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、会計士、弁護士、医師等

5 任期

2年とし、再任を妨げない。

6 設置時期(予定)

令和4年4月1日

7 今後の予定

令和3年11月

第4回定例会に条例案を提出

令和4年 2月末まで

委員の選定

4月 1日

(仮称)中野区児童福祉審議会設置